

発行番号： 64号

発行日： 2010年11月

内容： ベトナムにおける資本譲渡に関する税務面での実務

筆者： I-GLOCAL CO., LTD. チャン・グエン・チュン

## 1. はじめに

ベトナムでは昨今、以下のような事例により現地法人の資本譲渡にかかる案件が増加している。

- 日系企業によるベトナム現地法人や現地企業の企業買収ないしは資本参加
- 日系企業のベトナム現地法人の売却ないしは戦略的な観点での一部資本譲渡
- 日系企業のグローバルな事業再編資本譲渡には、各種関連法令に準拠した手続き

が必要であり、またコストとして税金が発生する可能性もある。この分野における関連規定は未だあいまいな部分が多いのが現状であるが、本稿では、この資本譲渡に関する税務および実務上の留意点について解説する。

## 2. 法人所得税

### 2.1 計算式

日本(海外)法人がベトナム企業の資本持分を譲渡することで所得を得た場合、その所得に対し法人所得税が発生する。その所得と法人所得税は下記の式で算出される。

所得 = 譲渡価格 - 購入価格 - 譲渡費用

法人所得税額 = 所得 × 税率(25%)

譲渡価格、購入価格、および譲渡費用とは以下のとおりである。

まず、譲渡価格は、譲渡者が取得した譲渡契約書上の受領金総額であり、譲渡取引に関わる関係者がその金額を決められる。本来は、第三者による企業評価やデューデリジェンスを行い、客観的に評価の上、譲渡価格を決定することが望ましいが、ベトナムでは厳密な評価が難しいので、一般的に直近の監査済財務諸表の簿価を適用することが多い。しかし、譲渡価格が譲渡契約書上に明記されない場合、あるいは税務当局が譲渡価格の妥当性

を認められない根拠があれば、税務当局が譲渡価格を決める権限を有する。そのため、低廉譲渡の指摘リスクを減らすために、譲渡価格が客観的に評価されたことを示せる資料があることが望ましい。

一方、購入価格は、下記のいずれかで定められる。

- ① 譲渡資本が譲渡者の資本出資を目的としたものである場合、出資が行われた時点での出資額を購入価格とする
- ② 譲渡資本が第三者からの譲渡により取得したものである場合、第三者からの譲渡が行われた時点での譲渡価格を購入価格とする。

最後に、譲渡費用は譲渡に直接関連して実際に支出された費用で、主に資本取得に必要な各種

法律手続きの費用、各種手続きの手数料、および譲渡契約締結のための費用が含まれる。なお、資本の一部しか譲渡しない場合、その譲渡持分の購入価格を定める方法は明確になっていないが、実務上は移動平均法で算出されることが多い。

原則として、資本譲渡による所得(利益)があれば申告納税の義務が発生するが、資本譲渡の利益がない、あるいは損失が発生する場合、税務申告する必要がないと解釈できる。ただし、税務当局の実務対応レベルにも影響されるため、文書にて確認することが望ましい。また、譲渡価格も購入価格も、譲渡者が外貨記帳とベトナムドン(以下、VND)記帳で取り扱いが異なってくる。

① 外貨記帳の場合、外貨金額のまま決定

② VND 記帳の場合、外貨で譲渡を行うとしても、税務上では、譲渡価格は譲渡時点の為替レートで、購入価格は出資時点または購入時点の為替レートで VND に換算され、決定  
従って、VND 記帳の場合、譲渡価格と購入価格は外貨では等しい金額であっても、為替レートの変化により VND ではキャピタルゲインが発生する可能性もある。その場合、税務申告と納税の必要がある。

## **2.2 申告納税手続き**

a) 申告者

資本譲渡を行い、資本譲渡による所得がある企業は、当該所得を特別所得として分類し、課税所得として申告する。なお、譲渡者が外国企業である場合、譲受者であるベトナム企業や個人はその外国企業に代わり、法人所得税を申告・納付する必要がある。また、譲渡者も譲受者も外国法人の場合、明確な規定はないものの、実務上は譲渡対象となるベトナム現地法人が代理で申告・納税することになる。

b) 申告期限

税務申告と納付は管轄権限機関の承認後、あるいは譲渡契約成立後 10 日以内に実施しなければならない。

c) 申告書類

資本譲渡所得の法人所得税申告に必要な書類は、下記の通りである。

- ・ 法人所得税申告書(通達 130/2008/TT-BTC の添付フォーム 08/TNDN)
- ・ 譲渡契約書のコピー
- ・ 管轄権限機関による譲渡承認決定書のコピー
- ・ 出資証明書のコピー
- ・ 費用証憑

d) 提出先

提出先は資本譲渡対象ベトナム企業の管轄税務局となる。

## **3. 個人所得税**

### **3.1 計算式**

個人がベトナム企業の出資分を譲渡する時に得られる所得は個人所得税が発生する。

a) 居住者の場合

譲渡者がベトナム居住者の場合、資本譲渡による所得と個人所得税額は下記の式で算出される。

所得＝譲渡価格－購入価格－譲渡費用

個人所得税額＝所得×税率(20%)

ただし、譲渡価格、購入価格、および譲渡費用も法人所得税の場合と同様な取り扱いとする。

b) 非居住者の場合

譲渡者がベトナム非居住者の場合、購入価格と譲渡費用に関係なく、譲渡価格そのものが課税所得とみなされ、それに対して 0.1%の税率で課税されることになる。つまり、個人所得税額は下記の式で算出される。

個人所得税額＝譲渡価格×税率(0.1%)

### **3.2 申告納税手続き**

a) 申告者と申告期限

個人が譲渡対象ベトナム企業の持分名義変更を申請すると同時に、資本譲渡にかかる個人所得税も申告する義務がある。

b) 申告書類

資本金譲渡による所得の個人所得税に必要な書類は、下記の通りである。

- ・ 個人所得税申告書(通達 84/2008/TT-BTC の添付フォーム 12/KK-TNCN)
- ・ 譲渡契約書のコピー
- ・ 費用証憑

c) 提出先

提出先は資本譲渡対象ベトナム企業の管轄税務局、あるいは資本譲渡を行う個人が居住している地域の税務局となる。

## **4. 日越租税条約の取り扱い**

ベトナム国内法では、原則として譲渡益はベトナムが課税する権利があるとしており、日越租税条約の解釈により、譲渡者である日本企業が下記の2つの条件を満たすと、ベトナムで課税される。

(a) 譲渡者が保有、または所有する株式(当該譲渡者の特殊関係者が保有、または所有する株式で当該譲渡者が保有、または所有するものと合算されるものを含む)の数が、当該課税年度中のいずれかの時点において当該法人の発行済株式の 25%以上であること。

(b) 譲渡者およびその特殊関係者<sup>ii</sup>が当該課税年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の発行済株式の少なくとも5%であること。

逆に言えば、上記の条件を満たさない資本譲渡の取引はベトナムで免税を申請することも可能と考えられる。ただし、租税条約の適用は自動的ではなく、事前申請が基本、かつ難易度が高いため、ベトナム国内法に従う免税申請手続きを行う必要があることは注意されたい。

## **5. おわりに**

上記に述べたとおり、ベトナムにおける資本譲渡に関する税務規定は不明確な部分がまだ多いため、税務上の潜在リスクは法制度の整備とともに年々、顕在化してくると考えられる。特に、譲渡者も譲受者も外国企業である資本譲渡取引が増えている中、法人税上の申告・納税義務と手続きが

明記されていないため、税務当局に文書で確認することが望ましい。また、現在は指摘される事例が少ないとはいえ、資本譲渡の事例が増え、市場価格も明確になるに伴い、過去に行った取引についても税務当局に指摘されるリスクが高くなる。そのため、譲渡価格の妥当性を説明できるように、外部専門家や第三者による客観的な企業評価やデューデリジェンスを行い、企業価格の裏づけや根拠となる資料の準備をお勧めする。

#### 参考文献

- 1) 法人所得税の施行に関する 2008 年 12 月 26 日付  
け財務省発行 Circular 130/2008/TT-BTC
- 2) 個人所得税の施行に関する 2008 年 9 月 30 日付  
け財務省発行 Circular 84/2008/TT-BTC

- 
- i 過去の平均取得・譲渡価格を算出し、資産を評価する方法。
  - ii (租税条約で定義は明示されていないものの、ほぼ日本の「特殊関係者」と同義と推察され、海外子会社なども含むと思われる。)